## 第25回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年5月7日(月)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 13名

 2番 石 渡 正 明
 3番 切 替 三 夫
 4番 奥 野 元 好

 5番 地 引 正 和
 7番 有 原 敏 夫
 8番 若 林 豊

 9番 渡 邉 美代子
 11番 山 口 武 夫
 12番 中 川 喜一郎

 13番 小 泉 勝 彦
 14番 山 口 勝 久
 15番 関 根 芳 夫

 16番 石 塚 康 夫

- 5 欠席委員 3名
  - 1番 保 坂 正 雄 6番 注連野 千佳代 10番 露 﨑 春 雄
- 6 農林振興課職員 2名

石井副課長 三沢主査

7 出席事務局職員 4名

伊藤事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井主査

## ◎開 会

平成30年5月7日午後3時00分 開会

- ○事務局長(伊藤恵一君) それでは、皆様本日はお疲れさまでございます。 それではまず、会長からご挨拶頂戴したいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(地引正和君) 皆さん、こんにちは。本来であれば五月晴れといって非常にいい天気でということでございますけれども、きょうはあいにくの天気でございます。そして、今言いましたように五月晴れというと、すかっとした晴れ日なのですけれども、このところはきのうも28度ぐらいですか、非常に暑い日が続きまして、体調崩している人も多いと思いますけれども、梅雨も何か非常に早くなるということでございますので、体調を崩さないようによろしくお願いしたいと思います。

本日はご苦労さまでございます。

○事務局長(伊藤恵一君) ありがとうございました。

それでは、早速議事に入ってまいりたいと思います。総会の議長は、袖ケ浦市農業委員会会議規則 第4条第1項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、会長、よろしくお願いいた します。

○議長(地引正和君) ただいまより第25回農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は16名中13名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。10番、露﨑春雄委員、1番、保坂正雄委員、6番、注連野 千佳代委員でございます。

## ◎議事録署名委員の指名

○議長(地引正和君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。 7番、有原敏夫委員、8番、若林豊委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長(地引正和君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。 議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年4月23日付で申請書の提出がありました。申 請内容は、奈良輪在住の個人が横浜市在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。 譲り渡し人は、相続で農地を取得しましたが、市外に居住しており、高齢になり管理ができないこと から、売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、譲り渡し人の知人であり、その要望に応え るため、申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は坂戸市場字後藤免です。現地を確認したところ、現地は畑として埋め立てられており、草刈りをして草が伸びてきた状態でした。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。 農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。 農機具等については、草刈り機と農用車を所有しています。譲り受け人は、親の所有するトラクタ ーを利用し、耕うん、草刈り、水管理をしているとのことです。田植え及び稲刈り、もみすり乾燥に ついては、農地所有適格法人及び大規模農家へ作業委託しているとのことです。このようなことから、 耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で180日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が124アールとなっており、50アール要件を 満たしております。

地域との調和要件につきましては、坂戸市場地区でも耕作をしているため、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当 委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の1については私が申請地担当地区委員及 び権利者住所地担当委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。 4月29日の夕方の5時から、場所は現地、現地といってもこの役所のすぐそばなので、現地で会い

4月29日の夕方の5時から、場所は現地、現地といってもこの役所のすぐそはなので、現地で会いました。そして、先ほど事務局から言われたとおりに農家要件その他につきましてはほとんどの要件をクリアしております。そして、申請地は草が伸びているのですけれども、農地購入後に草刈りを早々いたすということでございます。そしてまた、進入路がないということでございますけれども、ちょうど入るところが親戚の住宅地だということで、そこに言ってもう少しその道を広げてもらおうかなということでございますので、確認した以上は非常に意欲もありまして、この購入者は奥さんでございますので、だんなさんがここへ来たのですけれども、非常に農業意欲もありますので、私は非常にいいのではないかなと思いますけれども、よろしくご審議のほどお願いいたします。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

- ○7番(有原敏夫君) 7番、有原ですけれども、ここを畑として使うわけですけれども、具体的に作物とか何をつくるとかは。
- ○議長(地引正和君) 高品君、どうぞお願いします。

○事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。一応申請書のほうに書いてある営農計画では、大豆をつくるという予定です。

以上です。

○議長(地引正和君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年4月17日付で申請書の提出がありました。申請内容は、川原井在住の個人が東京都在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。 譲り渡し人は、市外に居住しており、高齢になり管理ができなくなってきたため、売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、対象農地が自宅から近く、耕作上便利であることから、申し出を受けるとのことです。

総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字下久料です。現地を確認したところ、現地は畑で耕されており、きれいに保全管理されておりました。

総会資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。 農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。 農機具等については、トラクターや耕運機、管理機等を所有しています。このことから、耕作に必 要な機械はおおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が86アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと川原井地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当 委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番(関根芳夫君) 15番、関根です。ご説明したいと思います。

今細かく事務局の高品さんから説明がありましたけれども、地元ということで、ちょっと細かい話ですけれども、説明をいたします。

4月23日、事務局、高品さんから申請書類が上がってきたことを受けまして、もう夕方でしたけれども、その前日に譲り受け人、○○○さんがうちへ5時ごろ見えまして、場所をどこかと聞きましたら、この位置図の申請地の何かプリティーな形をした、こういう形の左側の広いところありますね。この家の1~クタールほど私が耕作していますから、場所を聞いたら、そこなら見に行かなくてもわかるよということで、本人は暗いからいいよということで、その翌日、私明るくなってもう一度24日の日に見に行きました。事務局、先ほどおっしゃったとおり、きれいに刈ってありまして、草が多少生えていましたけれども、おとといどうなっているかなと行ったら、除草剤をかけて、もう枯れて、何をつくるか、ちょうど周りが山で、小動物が出そうな場所には甘いもの、果物はつくるとちょっとやばいなというような感じはしましたけれども、きれいにうなってあって、また枯れていまして、この許可が下り次第うなうだろうなと、このように思います。○○○さん本人は、長く○○○に、○○○の事業のほうに勤めておりまして、定年退職して奥さんと2人で農業を10年近くやっているということでございまして、私からして農業をやる農家要件は機械ももちろん農業意欲ももちろん、全てに合致していると、このように思います。どうか皆さんの慎重なご審議をしていただきたいと思います。以上です。報告終わります。よろしくお願いします。

○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年4月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、下泉在住の個人が下泉在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、労働力不足で管理ができないことから、譲り受け人に贈与したいとのことです。譲り受け人は、対象農地が自宅から近く、耕作上便利であることから、贈与の申し出を受けるとのことです。

総会資料5ページから6ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字西萩原です。現地を確認したところ、現地は畑で耕されており、きれいに保全管理されておりました。

総会資料7ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。 田んぼは、草刈りをして保全管理しているとのことです。

農機具等については、トラクターに耕運機、農用車に草刈り機を所有しているとのことです。この ことから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で350日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が334アールとなっており、50アール要件を 満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと上泉地区でも耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番(切替三夫君) 3番、切替です。現地調査の報告をします。

5月2日、○○○さんと11時に現地で落ち合いまして、現地確認いたしました。現地は、中はきれいに耕されておりました。周りにちょっと大きな木があって、日当たりが悪いかなと思ったけれども、そこは畑ではなくて、隣の土地らしくて、でもつくる人が○○○○○だから大丈夫なのかと思いました。

以上です。

○議長(地引正和君) 次に、権利者住所地担当委員の意見を求めます。

本日露﨑委員が欠席となりますので、代理として11番、山口武夫委員から説明をお願いいたします。

○11番(山口武夫君) 11番、山口です。それでは、代読させていただきます。

4月の23日午前8時半に譲り受け人の〇〇〇さんと自宅で農家要件の確認をしました。現地は、草刈りをしてあり、問題はありませんでした。農機具や耕作面積は事務局の説明のとおりです。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長(地引正和君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第2号の1ないし議案第2号の3については、関連がありますので、一括して事務局の説明を 求めます。

石井君。

○事務局(石井和樹君) 事務局の石井です。議案第2号の整理番号1ないし整理番号3についてご説明いたします。

議案の2ページ及び3ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住の所有者3名から申請地の農地を買い取り、戸建て住宅19棟を建築し、建て売り分譲したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成30年4月23日に申請書の提出がなされております。

総会資料8ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ケ浦駅からは南東側約1.1キロ、 昭和中学校からは南西側約330メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がお おむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料9ページのとおりであり、木造2階建て19棟の戸建て住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、総会資料10ページのとおりであり、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、雨水とともに宅内ますにより道路側溝を経由し、既設排水路に放流する計画となっております。

総会資料13ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ケ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議 の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に 運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長(有原敏夫君) 7番、有原です。それでは、運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第2号の整理番号1ないし整理番号3についてですが、譲り受け人が市内在住の所有者3名から売買により所有権移転を行い、建て売り分譲住宅用地として転用しようとする案件でございます。

4月27日に運営委員会を開催して現地の調査及び関係者から状況確認をするとともに、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

現地確認は、午後1時40分から実施しました。現地では、譲り受け人、譲り渡し人及び代理人に出席いただき、申請農地の確認をするとともに、事業説明をいただき、質疑応答を行いました。主な質疑内容ですが、埋め立てに関する質問があり、地盤が低い部分については1メートル程度盛り土するとの説明がありました。また、耕作状況に関する質問があり、譲り渡し人からは四、五年程度耕作はしていないとの説明を受けました。

審査会は、午後2時30分から市役所7階会議室において譲り受け人、譲り渡し人及び代理人に出席いただき、行いました。事務局からの議案説明を受けた後、代理人からの事業説明を受け、続いて委員から質問があり、説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

代理人からは、申請地は国道16号及び平成通りへもアクセスがよく、小学校及び中学校への距離も近いことから、子育てによい環境であり、住宅需要が見込まれるとの説明を受けました。また、安全対策としまして、工事中は飛散防止ネットを設置するとともに、周辺農地等への被害防止対策として、盛り土する部分を擁壁で土どめをすることで土砂流出防止を行うとの説明を受けました。

質疑では、造成工事をする際の大型車両の進入経路についての質問があり、既に譲り受け人が所有 している山林部分を伐採及び抜根し、更地とすることで進入路を確保するとのことでした。また、雨 水排水に関して、農地を宅地にすることで従来の流量を超えることが懸念される等の質問に対しては、 周辺の高さを計測した上で流量計算を行い、市土木管理課と協議済みであるとのことでした。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、周辺の排水等に注意し、他の農地等への影響を 考慮しながら慎重に施工していただくよう依頼した上で、運営委員全員一致にて許可すべきものとい うことになりました。

以上、報告いたします。

- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 どうぞ。
- ○16番(石塚康夫君) 16番、石塚です。運営委員なので、この案件についてこの前運営委員会で討議しましたけれども、そのときに若干問題になったのですけれども、雨水の問題が、隣地が農地でありますし、今までずっと委員会であちこち見せてもらった中で、いろんなパターンがありますよね。例えば○○○の場合には1反ちょっとでしたけれども、6棟か何かやるということで、駐車場の下に10トン程度の雨水の一時的な浸透式の貯水池というか、そういう施設を設けたりするのですけれども、この場合ですと、都市整備課の事前調査、協議が済んでいますので、特に問題はないのですけれども、ただ微妙な場合がありますので、この前も運営委員会で若干出ましたけれども、例えば調整池を設けるだとか、この前みたいに地下に浸透式の一時貯水池を設けるとか、そういう一定の基準がある程度わかったほうがいいのではないかなと思いますので、この場はいいのですけれども、そういう一つの一定の基準を、微妙な場合がありますので、もし大ざっぱでも結構ですから、運営委員会でもお願いしたいと思います。
- ○議長(地引正和君) 石井君。
- ○事務局(石井和樹君) 事務局、石井です。今雨水の排水関係について石塚委員からお話がありました。なので、農業委員会事務局のほうでは詳しく説明ができませんので、担当課を招いて説明いただくという形でいかがかなと思ったのですが、いかがでしょうか。
- ○16番(石塚康夫君) きょうではなくて結構です。運営委員会で既に通っているものですし。ただ、 片方がちょっとこの前見て低かったので、そういう場合の一つの運営委員会としての判断の微妙なこ とになる場合があると思うのです。だから、そういう場合のためにある程度は事前協議の一定の基準 というのを踏まえておいたほうがいいのではないかなと思って、お願いしました。 以上です。
- ○事務局(石井和樹君) わかりました。事務局のほうで後ほど対応のほう検討させていただきたいと 思います。よろしくお願いします。
- ○議長(地引正和君) では、来月でも……
- ○事務局(石井和樹君) そうですね。調整がつけば。
- ○議長(地引正和君) 呼んで、その辺。
- ○事務局(石井和樹君) 一度運営委員さんだけでなくて、皆さんこの場で説明を一回こういうのがあ

るよというのを説明させていただいたほうがいいかと。

- ○16番(石塚康夫君) 基準を共有したほうがいいと思うのですけれども。
- ○事務局(石井和樹君) はい、調整させていただきます。
- ○議長(地引正和君) では、来月に呼んでやるように。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の3について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 全員賛成でございます。

よって、議案第2号の1ないし議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長(地引正和君) 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。 石井君。

○事務局(石井和樹君) 石井です。私のほうから議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の4ページ及び5ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住の所有者1名から申請地の農地6筆を買い取り、戸建て住宅5棟を建築し、建て売り分譲したいとするもので、当初平成29年1月26日付で農地法第5条の転用許可を受けた案件の計画変更であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成30年4月20日に計画変更承認申請書の提出がなされております。

総会資料15ページをごらんください。資料の上段が変更前の計画で、下段が変更後の計画となって おります。計画変更の内容といたしましては、事業地内の景観及び利便性をよくするため、当初事業 計画よりも新設道路の延長を短くし、道路形態を変更することにより事業地内の道路面積が減少とな り、また各宅地面積が増加するもので、転用目的及び用途は当初から変更ありません。

なお、今回の変更により右上のナンバー4の宅地が特に影響を受けますが、総会資料16ページをご

らんください。ナンバー4の宅地については、今回の変更により敷地面積が増加し、全体の面積が519.53平方メートルとなっていますが、そのうち294.96平方メートルについては地役権が設定されている送電線下の土地であり、建造物の築造が禁止されていることから、建築可能な有効宅地面積は224.57平方メートルとなっております。

総会資料17ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の 報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

○13番(小泉勝彦君) 13番、小泉です。5月1日の14時、午後2時から私と地引会長、あと代理人の ○○○さんですか、3名で現地を確認いたしました。先ほど事務局が言われたとおり、2年ぐらい前 かな、一回行ったところですので、すぐわかりまして、道路を少し狭くというか、短くして、そこを 宅地として売るということでしたのですが、東電の送電線の下ですので、結局ここは建物を建てられ ないということで、家庭菜園か何かにでもするのではないかという業者のお話でした。

なお、業者が変更になったという理由は、初めの○○○さんという方が病気になられたそうなので、それで○○○の○○○さんという方にかわってきたという説明でした。

何の問題もないと思われます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 次に、本案件は複数委員案件のため、私も調査に同行しましたが、特に補足することはございません。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

- ◎議案第4号 買受適格証明書発行の件
- ○議長(地引正和君) 次に、議案第4号 買受適格証明書発行の件を議題といたします。 議案第4号の1について、事務局の説明を求めます。 高品君。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第4号の整理番号1についてご説明いたします。 議案の6ページをごらんください。本件は、平成30年4月20日付で申請書の提出がありました。本件は、千葉地方裁判所が実施する競売に参加するために必要な買受適格証明書の発行に係る案件です。 総会資料18ページから21ページをごらんください。位置図及び競売内容の明細を添付しております。 本件は、競売で落札ができた場合に農地を取得することになりますので、農地法第3条の許可申請についても許可相当であるか、あわせてご審議をしていただきます。

農地法第3条の申請内容についてご説明いたします。譲り受け人は、市内に在住し、○○○をしながら兼業農家として農地を所有しております。今後は農業の経営規模拡大を考えていることから、競売に参加するために必要な買受適格証明書を取得したいとのことです。

総会資料22ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。 農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。 農機具等については、機械の所有はありませんが、水回りの管理を行い、田植え及び稲刈り、もみ すり乾燥については知り合いの農業者へ作業委託しているとのことです。このことから、耕作に必要 な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で230日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が78アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、権利者住所地担当委員の意見を求めますが、本日露﨑委員が欠席となりますので、代理として11番、山口武夫委員から説明をお願いいたします。
- ○11番(山口武夫君) 11番、山口です。代読させていただきます。
  - 4月の26日4時30分ごろ、農家要件の確認をしました。田んぼを栗畑にしてあります。草刈りは草刈り機でしています。耕作面積は事務局の言われたとおりです。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。
- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより計論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第4号の1については、買受適格証明書発行の件であり、証明書の発行並びに附帯決議として 執行機関において落札した場合は、農地法第3条許可指令書を交付することに賛成の方は挙手を願い ます。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1については、申請のとおり買受適格証明書の交付をすること並びに落札した場合は農地法第3条許可指令書を交付する附帯決議を可決することに決定いたします。

- ◎議案第5号 平成30年度第2次農用地利用集積計画書(案)の承認について
- ○議長(地引正和君) 次に、議案第5号 平成30年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題といたしますが、委員の親族の経営する法人に係る案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

3番、切替三夫委員。

[3番 切替三夫委員退席]

- ○議長(地引正和君) 議案第5号について、事務局の説明を求めます。高品君。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第5号の平成30年度第2次農用地利用集積計画書(案) についてご説明いたします。

この平成30年度第2次農用地利用集積計画書(案)については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書(案)の18ページから19ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が13件で、そのうち通常の利用権設定が7件、農地中間管理事業による利用権設定が6件となっております。農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は、合計で455.08アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから9ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の22ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は1件で、合計面積は20.42アールとなっております。

所有権設定の詳細内容につきましては、20ページ記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

[3番 切替三夫委員着席]

- ◎議案第6号 平成30年度第2次農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- ○議長(地引正和君) 次に、議案第6号 平成30年度第2次農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

議案第6号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農 林振興課から農用地利用配分計画(案)の説明を求めます。

農林振興課、三沢君。

○農林振興課主査(三沢徹君) 農林振興課の三沢と申します。よろしくお願いします。それでは、議 案第6号 平成30年度第2次農用地利用配分計画(案)についてご説明申し上げます。

本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様のご意見を伺うものです。今回は配分計画(案)が3件となっており、いずれも個別案件となります。

まず、2ページ、3ページをごらんください。農地の借り受け者は、○○○の株式会社○○○代表

次の計画案について説明します。9ページをごらんください。農地の借り受け者は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の農事組合法人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 代表理事、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。借り受ける農地は、大曽根地先2筆となっております。先ほど議案第5号の中で説明のありました農用地利用集積計画書(案)整理番号30-4-11に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である農事組合法人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ に貸し付けるものです。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、10ページ、11ページのとおりとなっております。12ページは、借り受け者の現状及び事業計画の情報となっています。

それでは、最後の計画案について説明します。15ページ、16ページをごらんください。農地の借り受け者は三箇の $\bigcirc$ 〇〇さんです。借り受ける農地は、高谷地先5筆となっています。先ほど議案第5号の中で説明のありました農用地利用集積計画書(案)整理番号30—4—12、30—4—13に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である $\bigcirc$ 〇〇さんに貸し付けるものです。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、17ページ、18ページのとおりとなっています。19ページは、借り受け者の現状及び事業計画の情報となっています。

以上で配分計画(案)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第6号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。 ご苦労さまでした。

## ◎報告事項

○議長(地引正和君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。議案7ページをごらんください。農地法第4条第1項7 号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第1項第7 号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年3月1日から平成30年3月31日までで1件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。議案8ページから15ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第1項第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は、平成30年3月1日から平成30年3月31日までで21件でございます。

報告は以上でございます。

○議長(地引正和君) 報告は以上です。

◎その他

○議長(地引正和君) 次に、日程第4、その他に入ります。 委員から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 事務局から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 本日の日程は全て終了しました。

◎閉 会

○議長(地引正和君) これをもちまして第25回農業委員会総会を閉会いたします。 どうもお疲れさまでございました。

午後3時50分 閉会